

あと少し、 住みやすい町を目指して

法テラス八雲法律事務所



函館弁護士会会員

鳴本 翼

Narumoto, Tsubasa

1 はじめに

(うー、寒い。雪も多いし、過疎地って感じだなあ。法テラスっぽいなあ。ワクワクするなあ。)

2017年1月、初めてとなる雪国での生活に心躍らせながら、私は法テラス八雲法律事務所へ赴任しました。

北海道二世郡八雲町は、北海道の南部に位置し、日本で唯一太平洋と日本海という二つの海に面している自治体です。酪農業が盛んなほか、ホタテを中心とする漁業や水稲・畑作も営まれています。

そんな八雲町にある当事務所は、同町を含め周辺7自治体に住んでおられる町村民の皆様から、このエリアで唯一、弁護士が常駐する法律事務所として、多様な相談を受け付けています。

2 地域が抱える問題

おいしい食べ物や素晴らしい風景など魅力あふれる地域であることには間違いありませんが、日々業務にあたる中でこの地域ならではの様々な問題にも直面しました。

まずは北海道特有の広大な管轄です。当事務所の管内だけでも、東京都の約1.5倍。せっかく法テラスができて、とても「近くで法的サービスが受けられる」とはいえない状態でした。

また、社会資源が極めて乏し

いことも大きな課題でした。上記のとおり、管内7自治体に常駐している弁護士は当事務所の2名のみで、管内人口約4万5000人をカバーすることはとてもできません。また、司法過疎地は「司法」だけが過疎というわけではありません。医療機関や福祉機関等あらゆる社会資源が不足しているのです。

最後に、高齢化率の高さ。管内自治体は、高齢化率が40%を超えているところも多く、全国平均を大きく上回っています。高齢者が多い地域固有の課題が浮き彫りになってきました。

管内では、これら複数の問題が相互に絡まって、極めて深刻な司法アクセス障害が生じていると感じたのです。

3 物理的司法アクセス障害の解消

先にも述べたとおり、北海道はとて広く、加えて、利用できる公共交通機関も限られています。

必然的に交通手段は自動車を中心となりますが、たとえば高齢者にとって、長距離の運転は過大な負担となりますし、路面が凍結している冬期には、さらにその危険は増します。

当事務所が開設されたことで、この地域の地理的な司法アクセスが改善されたことは間違いありま

せんが、それでも管内の多くの方にとって、弁護士はまだ物理的にとても遠い存在でした。

そこで、この問題を解消するために、アウトリーチ型相談(自宅や入所先施設、病院などへの出張相談)の拡充と、相談の拠点(アクセス・ポイント)の増設に取り組んできました。

自作のリーフレットを活用する等して、出張相談や特定援助対象者法律相談といったアウトリーチ型相談につき徹底的に周知活動を行いました。赴任当時、事務所外の相談は年間で10件程度でしたが、現在では50件近くにのぼります。

また、アクセス・ポイントの増設という観点では、函館弁護士会や自治体の協力もあり、2018年4月に管内2カ所で新たな相談場所を設置することができました。

「弁護士がまさか家まで来てくれるなんて。諦めるしかないと思っていた。」という声を何度も耳にしました。「弁護士が遠いから、諦めるしかない。」という声が地域からなくなりますように。

4 心理的司法アクセス障害の解消

上記活動と並行して取り組んできたのが、「弁護士や司法そのものに対して感じる敷居の高さ」を解消することです。この地域には

従来から弁護士はおろか、そもそも司法書士や行政書士なども少なく、また当事務所が設置されてからもその歴史が浅いこともあり、司法サービスを気軽に利用するという雰囲気はほとんどありませんでした。地域の方の多くは、弁護士とは、大事件が起きたときに登場する人だ、と思っていたのではないのでしょうか。弁護士は、心理的にも非常に遠い存在でした。

司法サービスを身近に感じてもらうために、地域の行事に参加して地域の方と交流を深めたり、自治体の広報誌で法情報や法テラスについて発信するなどして、地域に密着した顔の見える弁護士の存在を積極的にPRしてきました。

また、どんな悩みごとであっても、まずは自治体や身近な支援者に相談するという地域の方々の傾向もふまえ、各関係機関との連携強化にも力を入れています。

法律相談に至った経緯をきくと、一番多いのは自治体の広報誌、次いで自治体や関係機関からの紹介という順となっており、これらの活動が一定の効果をあげていることが分かります。

5 制度的司法アクセス障害の解消

高齢者の非常に多い地域で、関係機関との連携を進める中で、福祉機関の職員の多くが共通して挙げる困りごとが浮かんできました。「独居高齢者の財産管理をどうしたらいいか。」「施設費用を滞納している。」「親族から虐待を受けているようだ。」……これらは成年後見制度の活用によって解決すべき事案ではありますが、過疎地ではそれも一筋縄ではいきません。何よりも頭を悩ませたのは、管内の成年後見人のなり手が、制度の潜在的ニーズに比して、圧倒

的に不足していることでした。

この地域は専門職後見人が少なく、受任できる件数に限界があります。その結果、緊急性の高いものだけが厳選されて利用につながっているという印象を受けました。

成年後見制度が必要なすべての方が制度を利用できるよう、地域の体制を整えることは、いまこの地域が抱える喫緊の課題です。

現在、当事務所が特に力を入れているのは、地域の制度利用の拠点作りと、新たな後見人の担い手の創出です。各自治体に対して、地域において成年後見制度の利用支援や制度の広報・啓発を行う中核機関の設置を働きかけ、設置された地域においてはその運営支援を行うとともに、各地域で市民後見人の養成講座を担うなど、関係機関と協力しながらそれぞれの自治体の実情に応じた仕組み・制度作り着手しています。

この地域では、社会資源もマンパワーも不足しています。しかし、成年後見制度は超高齢社会において、重要なインフラとなりうる制度であると考えています。その運用において、地域格差を生じさせてはならない。そのために弁護士がどのような役割を果たせるのか、日々模索しています。

6 おわりに

私の本来の任期は、2019年末までの3年間でした。しかし、地域や函館弁護士会の居心地のよさもあり、この地域に残ってもう少しだけ仕事がしたいという思いから、1年間延長させていただくことになりました。いつも当事務所の活動にご理解とご協力をいただいております、函館弁護士会の弁護士の皆様、各関係機関の皆様にこの場を借りてお礼申し上げます。

さて、私が初めて八雲町の地を踏んでから4度目の冬が終わり、相変わらずの厳しい寒さや雪にもずいぶんと慣れました。

あの頃と比べて、この町はほんの少しでも住みやすくなったでしょうか。この地域に住んでいる方が、この地域で幸せに暮らしていくために、力になれることがきっとまだあるはずです。



法テラス八雲法律事務所 職員一同

悔しいぐらい、いい弁護士

「鳴本さん、いいね!」と言われる度に、誇らしい気持ちと同時に、悔しい気持ちになります。そりゃあ、爽やかだし、気が利くし、仕事もできるし、言うことないよね。でも、ボスだったオレの立場は!? みたいな気持ちになるのは、私が器の小さい人間だからなのでしょう。そのくらい、誰からも好かれる人気者です。

そんな鳴本さんが北海道の八雲に赴任したのは3年半前。四国から北海道への大移動。慣れない雪国暮らしに、若手弁護士2人の司法過疎事務所。ここには書けない苦労もあったんじゃないかと思えます。でも、鳴本さんと会うと、いつもひょうひょうとして、楽しそうに見えるから不思議です。きっと、八雲でも、みんなの人気者になっているのでしょう。

任期を終えたら、今度は何にチャレンジするのでしょうか。今から、鳴本さんの活躍を聞くのが楽しみです。でも、やっぱり悔しいので、私も負けずに頑張ります。

From 田岡 直博 (香川県弁護士会会員)